

## 松田町上水道事業及び寄簡易水道事業に係る水道料金改定（素案）

### 令和8年10月請求分から水道料金を50%改定（値上げ）予定について

#### 料金改定の必要性

- ・松田町には上水道（松田地区）、寄簡易水道（寄地区）の2つの会計からなる水道事業が存在し、それぞれ大正13年、平成11年から長きにわたり運営を続けています。
- ・事業開始以降、低廉な料金体系を維持し、事業の効率的な運営に努めてきましたが、電気代等を含む物価高騰や、節水器具の普及、人口減による水需要の減少が重なり、水を供給することで得られる収入と、供給するために必要な支出のバランスが崩れ、令和6年度より事業収支が赤字に転じています。
- ・昨今頻発する自然災害などへの備えとして、施設の耐震化や、更新時期を迎える施設の更新工事を実施するためにも、収入の改善は必須となります。
- ・今後も現在同様、安全で安心な水の持続的な提供を維持するために、令和7年度に入り、水道事業運営審議会を全6回開催し、慎重なる審議を重ねていただいたところ、料金改定が必要であるとの結論に至りました。

#### 改定のポイント

- ① 改定率の算定にあたって、上水道と寄簡易水道の2つの会計でそれぞれ試算すると、上水道で35%、寄簡易水道で145%の増額が必要となる結果でしたが、同じ町民の間で地域による金額の格差が生じないようにするために、個別に計算した場合ではなく、将来的な会計統合を見据えた計算により、家事用に係る料金を同水準に維持した算定で実施したいと考えています。
- ② 経営の安定化を図るため、水道料金を現行の料金体系から50%引き上げることを予定しています。
- ③ 現在の用途別料金体系を維持し、各用途一律の改定とします。
- ④ 本改定は概ね5年後に再度料金見直しすることを前提に、令和8年度～12年度の5ヵ年で不足する収入を補うための算定を実施しています。

※改定率の計算に係る詳細については、別紙概要資料をご参照ください。

#### 料金改定の内容

- ・基本料金（1ヶ月あたり10m<sup>3</sup>まで・税抜き）

単位：円

用途	現在	改定案	差額
家事用	650	975	325
業務用	1,100	1,650	550
学校用	1,000	1,500	500

※基本料金とは各使用者が、水使用の有無にかかわらず徴収される料金のことです。その総額は、使用水量とは関係なく、水道事業が給水準備のために必要な原価の額と一致することが望ましいとされています。

・従量料金（1ヶ月あたり11m<sup>3</sup>から1m<sup>3</sup>毎に加算・税抜き）

単位：円

用途	使用水量	現在 (上水)	現在 (簡水)	改定案 (上水)	改定案 (簡水)	差額 (上水)	差額 (簡水)
家事用	11～20	70	70	105	105	35	35
	21～30	75	75	113	113	38	38
	31～40	80	80	120	120	40	40
	41～50	80	85	120	128	40	43
	51～60	85	90	128	135	43	45
	61～70	85	95	128	143	43	48
	71～80	85	100	128	150	43	50
	81～90	85	105	128	158	43	53
	91～100	85	110	128	165	43	55
	100m <sup>3</sup> を 超える	85	120	128	180	43	60

※従量料金 実使用水量に単位水量あたりの価格を乗じて算定し、徴収される料金のことです。

松田町の場合、一ヶ月当たり 10 m<sup>3</sup>を超えた水量に対し、1 m<sup>3</sup>毎に対応する単価を乗じて算出した額を、基本料金と合算することで最終的な水道料金となります。

・従量料金

（1ヶ月あたり11m<sup>3</sup>から1m<sup>3</sup>毎に加算・税抜き）

用途	使用水量	現在 (上水)	改定案	差額 (上水)
業務用	11～20	120	180	60
	21～30	120	180	60
	31～40	120	180	60
	41～50	120	180	60
	51～60	130	195	65
	61～70	130	195	65
	71～80	130	195	65
	81～90	130	195	65
	91～100	130	195	65
	100m <sup>3</sup> を 超える	140	210	70

・従量料金

（1ヶ月あたり11m<sup>3</sup>から1m<sup>3</sup>毎に加算・税抜き）

用途	使用水量	現在 (上水)	改定案	差額 (上水)
学校用	11～20	65	98	33
	21～30	65	98	33
	31～40	65	98	33
	41～50	65	98	33
	51～60	65	98	33
	61～70	65	98	33
	71～80	65	98	33
	81～90	65	98	33
	91～100	65	98	33
	100m <sup>3</sup> を 超える	70	105	35

※寄簡易水道においては業務用・学校用の用途区分は設定しておらず、家事用の料金体系が全てに適用されます。